

## 論点 2 への意見

構成員 可児 康 則

## 2 通報や保護命令の在り方について

## 【論点②】

暫定的な命令の創設について

- (1) 現在、被害者の避難から保護命令の申立て、発令までには時間がかかります。その間の被害者の安全を確保すべく、暫定的な命令制度等の創設は必要です。
- その方法として、簡易な申立て（申請）により、裁判所が暫定命令を出せるようにすることは、当然、必要と考えます。
- もっとも、それだけで被害者の安全を十分に確保できるかには疑問もあります。被害者が遠方に避難した場合、暫定命令の申立て等のため裁判所に出向くには時間がかかります（申立人の居所にも管轄はあるものの、加害者に居所を知られるリスクがあるため、相手方（加害者）の住所を管轄する地裁に申し立てることが一般的です。）。簡易な申立て等で足りるとなれば遠くに避難する前に裁判所に立ち寄って申し立てることもできるかもしれませんが、それでも住んでいた地域が管轄裁判所から距離があれば、やはり容易ではありません。かつての裁判所の統廃合により、管轄裁判所から遠方に暮らす人の割合は増えています。裁判所は身近にある施設ではありません。
- また、裁判官が常駐していない支部も相当数あります。そのような支部では、開廷日は他の裁判所から裁判官が来る日に限られます。例えば、旭川地方裁判所の各支部の場合、開廷日は1か月のうち3日程度に限られるようです。そのような支部の管轄内に暮らす被害者の場合、上記の如き制度を設けたとしても、速やかに暫定命令を得ることは、偶々、開廷日に避難する等の偶然が重ならなければ困難です。
- (2) 裁判所と異なり、警察署は全国津々浦々にあり、110番通報すれば一定時間内に警察官が現場に駆けつけます。また、近くの警察署、交番へ逃げ込むことも可能です。被害者の安全確保のため、通報により警察官が現場に駆けつけて被害者を一時保護した場合や、被害者が警察署等に駆け込み一時保護された場合など、警察の関与のもとで一時保護された場合に、裁判所の暫定命令と同様の効力を有する処分を、警察官（警察）が出せるような仕組みが考えられます。
- (3) 別の仕組みとして、配偶者暴力相談支援センターが、職権で、裁判所に対し、暫定命令の申立て等をFAXにて行えるようにすることも考えられます。例えば、一時保護されていれば暫定命令の要件を充たすような制度設計にすれば、申立ては必ずしも本人による必要はないですし、まさに一時保護している配偶者暴力相談支援センターが申し立てているのですから要件充足は明白で、当事者が裁判所まで出向く必要もありません。現行法14条2項の配偶者暴力相談支援センター又は警察からの執られた措置の内容を記載した書面はFAXで裁判所に提出されており、FAXでの申立て等も無理な方法ではありません。
- (4) 現行法上も、警察、配偶者暴力相談支援センターは、被害者支援に関与する機関として位置づけられています。暫定的な命令（処分）という新たな制度の創設にあたり、これらの機関を上手く関与させ、被害者の負担を軽減しつつ、その安全を確保する仕組みとすることも検討すべきではないかと考えます。

以上

